

消費税率引上げに伴う増収の使途

社会保障制度の充実・安定化と財政の健全化を図るため、平成26年4月から消費税率が5%から8%に、令和元年10月から8%から10%に引き上げられました。

この消費税率引上げに伴う増収分は、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策の経費に充てることが地方税法に明記されています。

【地方消費税交付金の推移】

	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1当初予算	R2当初予算
通常分	1億1,843万円	1億4,403万円	1億3,666万円	1億4,209万円	1億4,756万円	1億5,000万円	1億6,200万円
社会保障財源化分	2,482万円	1億 409万円	9,506万円	9,993万円	1億 381万円	1億 500万円	1億1,400万円
合計	1億4,325万円	2億4,812万円	2億3,172万円	2億4,202万円	2億5,137万円	2億5,500万円	2億7,600万円

令和2年度の地方消費税交付金（増収分）の主な使途

町の予算額ベース（うち一般財源ベース）

1. 社会福祉

子ども・子育て支援	7億6,240万円	2億1,750万円
福祉医療費	7,530万円	5,210万円
障害者自立支援給付費	2億6,910万円	6,720万円
障害者医療給付費	1,880万円	470万円
障害者日常生活用具給付等助成(地域生活支援事業)	410万円	100万円
高齢者外出支援タクシー利用助成	1,470万円	1,470万円
心身障害者福祉タクシー利用助成	60万円	60万円
成年後見人費用助成	70万円	20万円

2. 社会保険

介護保険特別会計繰出金	1億8,970万円	1億7,650万円
国民健康保険特別会計繰出金	9,090万円	3,960万円

3. 保健衛生

後期高齢者医療療養給付費負担金	1億1,580万円	1億1,580万円
後期高齢者医療特別会計繰出金	4,300万円	1,690万円

4. 合計

15億8,510万円	7億 680万円
------------	----------